

指定都市を災害救助の主体とする法改正に向けた考え方

指定都市市長会は、「基礎自治体であると同時に、大都市としての総合力を兼ね備えている指定都市が、災害時には救助等の事務・権限について自ら包括的に担うことが適当である」との考えから、長年にわたり、道府県から指定都市への権限移譲を柱とする災害対応法制の見直しを求めてきた。

特に熊本地震以降、「災害対応法制の見直し等に関する指定都市市長会要請」や「災害対応法制の見直し等に関する指定都市の基本方針」を内閣府に提出し、繰り返しその必要性を訴えているところである。

先日、内閣府から指定都市市長会宛ての文書で、事務委任の活用を図るよう改めて依頼する考えであること、また、災害救助の実施体制をはじめ円滑な実施を図るための課題について検討・調整する場を設けることが示されたが、具体的な法改正には言及されていない。

世界有数の災害大国である日本では、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震、大型台風や集中豪雨、さらには火山噴火等による大規模な災害が発生するおそれが指摘されており、一刻も早い災害対応法制の見直しが必要である。

これまでも国の検討会議等において指定都市と道府県の役割分担について議論されているが、災害時に指定都市がその能力を十分に発揮できる自立的かつ機動的な体制を確立するとともに、被災地全体の視点からより迅速かつ的確な救助を可能とするため、指定都市市長会として以下の考え方を示す。

- 1 指定都市市長会は、指定都市が救助の実施主体と位置付けられるよう、災害救助法を早期に改正し、平成 30 年度中に施行することを求める。
- 2 上記 1 を達成するため、内閣府が早急に設置するとしている「検討・調整の場」における災害救助法による救助の実施主体や広域調整の在り方の検討に当たっては、指定都市と道府県による適切な役割分担に基づく迅速な救助活動の実現に向けて実効性のある協議がなされるよう、内閣府の積極的な調整を求める。

平成 28 年 11 月 24 日
指定都市市長会